

平成30年10月16日

指定就労移行支援事業者代表者 様

相模原市長 加 山 俊 夫

(公印省略)

就労定着支援体制加算の廃止について

日頃から本市の障害福祉施策の推進に格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度から就労定着支援が新たに創設されたことに伴い、就労定着支援体制加算については、廃止の決定がなされておりましたが、平成29年度までに開設された一定の実績のある就労移行支援事業所については、就労定着支援の利用者に対する説明や新たな支給決定事務等を考慮し、平成30年9月30日まで、就労定着支援サービス費の算定に代えて就労定着支援体制加算の算定が可能となっております。

この度、就労定着支援体制加算については、9月末をもって廃止となりましたので、請求事務の際は、御留意ください。

就労定着支援体制加算に係る変更点

平成30年9月末まで	平成30年10月1日から
一般就労への移行後、6カ月以上、12か月以上又は24か月以上雇用されている者又は雇用されていた者が前年度において利用定員の一定割合である場合に算定可 ※ <u>平成30年9月サービス提供分まで</u>	廃止

以上

障害政策課 指定・指導班

電 話 042-707-7055

ファクシミリ 042-759-4395